

平成27年4月26日  
民間税調第3回シンポジウム

## 法人税

### Race to the Bottom

現在、日本経済建て直しの一環として、法人税率の引下げが税制の中心問題となっており、平成27年度税制改正において、税率の法人実効税率を「以後数年で20%台まで引き下げることを目指す」ということが既に可決成立している。論点は、①法人税率の引下げの可否、②その幅、及び③財源である。

法人税負担の引下げは、先進経済諸国において、自国企業の競争力強化を理由として行われており、race to the bottom と言われて大きな問題となっている。そのきっかけは、アイルランドが自国経済の疲弊に苦しむあまりに、2003年に法人税率を12.5%に引き下げて、自国への企業誘致を図ったことにある。これが引き金となって、各国が法人所得税率の引下げを始めるようになり、問題が深刻化した。隣国の英国も競争政策の観点から法人税率を20%に引き下げざるを得ない状況に陥った。この英国の法人税率の引下げは、我が国にも飛び火した。即ち、英国に進出している日本企業が、日本のタックス・ヘイブン対策税制の適用を受けないようにするために、タックス・ヘイブン対策税制のトリガー税率を、現行の20%以下から20%未満に改定したのである。経済のグローバル化はこのように、税制についても玉突き現象を引き起こすのである。

### 基礎となる論点

法人税率は、一国の経済の帰趨を左右するものであるから、これを租税法の枠組みの中だけで議論していても、基本的なところで根本に関わる誤りを引き起こす可能性がある。迂遠なように思われるかも知れないけれども、法人所得税についての経済学的考察にも若干触れておく必要がある。

経済学的に見た場合の法人税制についての基本的な考え方は次のようなものである。まず、経済学的には「効用」(utility) ということを経験的基礎に据える。

「効用」と言われてもピンと来ないのであれば、これを幸福度と言い換えると分かりやすいかも知れない。「効用」の裏返しの概念は「負担」である。効用も負担も主観的なものであり、効用とか負担とかを観念できるのは個人についてしかあり得ない。そうすると、法人については、効用も負担も観念することはできない。ニューヨーク大学のローゼンブルーム教授は、「法人とはただの紙切れに過ぎない」と喝破する。この表現の方が分かりやすいかも知れない。このようなことであるから、法

人税負担を議論するとき、法人自体の負担を論じるということはない。法人税と言う課税の負担は最終的にはどのような個人にどのように帰着しているのかを議論する。そうしなければ経済学の学問的議論をしていることにはならないのである。この問題は、かつての租税法の分野では、法人実在説と法人擬制説の対立として見られていたが、この両説は理論的基礎を欠いた空疎な抽象論に過ぎなかったものであって、今日においてこのような議論をみかけることはまずない。

## 法人税二重課税論

法人税の二重課税論とは、以上のようなことを踏まえると、次のような問題形式として処理することができる。即ち、個人が法人という制度的技術を用いて所得を稼得した場合を考える。法人の段階でいったん法人所得税という形で課税がなされ、法人税引き後の所得が個人に配当され、それが個人の段階でもう一度個人所得税という形で課税がなされるとすると、これは二重課税ではないかという問題提起である。

この問題に対処する立法例としては、ふたつの極端がある。その一方の極は、かかる二重課税に対して全く調整を図ろうとはしない米国内国歳入法典である。

他方の極には、改正前のドイツの法人税の純粹インピュテーション方式があった。インピュテーション方式とは、個人所得課税の段階で法人が稼得した所得の個人持ち分をいったん個人所得に加算する。そしてこれに税率を適用して税額を算出したあと、法人段階で課税された法人所得税額の当該個人分を税額控除するというものである。ドイツの純粹インピュテーション方式は、欧州司法裁判所（E C J）によって内外無差別を理由としてE U条約違反として無効とされたので、今ではもはやない。そこで、ドイツの改正前の法人税制の代わりに、他のE Uの立法例を取り上げるとすると、例えばデンマークの所得税制がある。これによれば、所得を稼得する場合において、法人を用いて25%の法人所得税を支払って、さらに個人段階で個人所得税を課税される場合と、間に法人を入れないで個人が直接に個人所得課税に服する場合とで、結果的に個人段階での税負担が均等になるように仕組みが作られている。

各国の法人所得税制は、この両極の中間に位置している。日本の法人税もその一例である。例えば、法人間配当が非課税になっているのは、そのように説明される。ただし、このことは、法人が株式を譲渡した場合に、そのキャピタルゲインが法人課税の対象になることとは辻褃があっていない。含み益は、配当の有無によって変化するものであり、少なくとも理屈としては、一方は課税しないで他方は課税することとは整合的でない。法人二重課税を中途半端な形で、そのときどきに解決してきた歴史によるところが大きいと思われるが、経済学的整合性に注意を払っていないと思わぬ過誤がある、ということの例証であるように思われる。

また、日本では「法人成り」ということが中小事業者について言われる。この場合、法人成りは事業所得に係る限界税率と法人税率との比較で考えられているものようであるが、本来はこの比較は、最終的な個人段階での長期にわたる総合的税負担を考慮するものでなければならない。即ち、法人段階で法人課税を受けた税引き後所得を内部留保して、個人段階での課税を遅らせること（課税繰延べ）によるメリットを考慮した、かなり長期的な判断でなければならないはずのものである。もちろん再投資することについても考慮が必要である。この点について、日本の法人税には特定同族会社についての留保金課税の制度があり、内部留保した利益についての課税繰延べの問題点が存在するから、法人成りということが通算して納税者にとって一般に有利なことは明らであるということが前提になっている。

ところで、帰着（incidence）の問題は、株主への帰着の問題として処理するのみでよいわけではない（経済学的には、一般均衡の問題として処理されるが、ここではそのような抽象論は無視する。）。会社の関係者についてはステイクホルダーという語が用いられているところである。このステイクホルダーには会社債権者、会社の役職員、取引相手等々があげられ、大きな会社であれば広くは会社所在地の地域経済全体さえもが法人所得課税の影響を受けるところである。これをさらに巨視的に見れば、アップル、グーグル、アマゾン、マイクロソフト、スターバックスのような多国籍企業（MNE）が行っている国際的な節税ないし租税回避をも考慮することになり、それぞれの納税地としてどの管轄地域を選択するかによって、国際経済や財政・金融の全体にも影響を及ぼすこととなる。この点については、また後で論じる。

### 多様な事業体と三分法

法人課税に関するこのような経済学的議論を踏まえて法律論に戻るとすると、法人税制を議論する際に、二分法という法制をとる場合と三分法という法制をとる場合についての制度上の相違が目につく。

二分法とは、課税の対象として原則として個人と法人の2つの類型のみを認めるものである。というよりは、個人以外の課税対象は原則として法人して取り扱うものである。日本の法人税は基本的には二分法であり、権利能力なき社団を一定の要件の下で法人（「人格のない社団等」）として取り扱う。これに対して三分法とは、個人と法人との間にいわゆる「多様な事業体」を認めて別途の課税の方式をとるものである。多様な事業体として典型的に挙げられるのは、パートナーシップや信託であって、OECDモデル租税条約の第1条ほか関連各条のコメンタリーを見ると、これらについて詳細な記述がある。これは、各国の法制上の問題として、個人以外に権利能力の主体となり得る人格が多様に存在し、かつ、多様な事業体の課税上の取扱いが、各国別に異なるからである。このため、特にクロスボーダーの取引に係

る国際租税の領域において問題になる。最近のG20/OECDのプロジェクトであるBEP5 (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) の15のアクション・プランの2番目のものは、「ハイブリッド・ミスマッチ」である。ハイブリッド・ミスマッチのうちの、「ハイブリッド・エンティティ」の問題は、ある事業体が国境を挟んでビジネスを展開している場合において、当該事業体が、一方の国から見ると法人であり、他方の国から見ると透明な(トランスパレントな)事業体であるというケースについてのものである。国境の両側で統一的な処理をしなければ国際的三重非課税を招く原因であると見られている。そのひとつの典型は、米国内国歳入法典のチェック・ザ・ボックス・ルールである。このルールは、多様な事業体が法人所得課税を受けるか否かを納税者側に委ねてしまうというものである。国際的租税回避の手段の有力なコンポーネントとなっている。後で見る「ダブル・アイリッシュ・ウィズ・ア・ダッチ・サンドイッチ」において重要な役割を果たしている。

多様な事業体の課税には、事業体の存在を全く認識せず、事業体の構成員の所得を構成するものとして構成員のみに所得課税をするパス・スルー課税と、事業体に留保されている所得には事業体段階で課税するけれども構成員に配当しないし分配される所得については事業体段階では課税せず、個人段階で個人所得課税をするペイ・スルー課税の方式がある。

日本の場合で言えば、民法組合はパス・スルー課税の典型であるが、このほかにも従来からある商法上の匿名組合、新法によって設立されることが認められるようになった投資事業有限組合(日本版LPSとも言われる。)、有限責任事業組合(日本版LLPとも言われ、根拠法はファンド法とも呼ばれる)が、パス・スルー課税である(「任意組合等」、所得税基本通達36・37共一19(任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属))。他方、資産流動化法による特定目的会社(SPC)と投資信託及び投資法人法によって設立する投資法人などについて、ペイ・スルー課税が入れられている。会社法によって導入された合同会社については、米国のLLCを念頭に、法人段階での課税をしないことを目的とした持分会社類型であったが、実際には財務省の壁は厚く、法人税の課税は行われている。ペイ・スルー課税の場合には、法人成りのところで論じたのと同じように内部留保された税引き後利益を、配当するタイミングや再投資の資金について考慮する必要がある。

## 利子と配当

さて、パス・スルー課税やペイ・スルー課税を考慮するとき、法人税法上、利子は損金算入されるが、配当は税引き後利益から支払われるという取扱いが気になってくる。このような利子と配当の取扱いの区別は、「資本等取引」であるかないかの違いであるという簡単な説明で済まされているが、これは実は経済学的には整合性

のない説明であると言わざるを得ない。資本金100万円の受入れについて、所得を認識しないことを資本等取引であるからという説明をするのであれば、借入金100万円の受入れについても、資本等取引でないのに所得を認識しないことについて説明が困難になる。借入金の受入れについては、「将来返すことが確実であるから所得を認識しない」という苦し紛れの説明さえあって笑ってしまう。実際には、資本金（自己資本）という生産要素も、借入金（他人資本）という生産要素も、生産要素の移動そのものが付加価値を生むわけではなく、生産要素が生産過程に投入されて付加価値を生み、その報酬としての対価である利子と配当が支払われた時点でこれらの報酬が所得として認識されるというように説明するのが経済学的には整合性がある説明となる。このような説明であれば、生産要素である労働、土地、他人資本、自己資本の生産過程への投入による付加価値の創出について、その対価としての賃金、地代、利子、利潤という報酬が所得として認識されることとなって、経済学的な説明は整合性を以て完結する。

このような生産要素の生産過程への投入と付加価値の創出、そしてそれに対する報酬としての所得の認識という枠組みで考察を加える場合、配当も受け取る側には収入であり、支払う側には支出となる。このように配当を損金に算入する技術的方法としていくつかの種類が考察されている。実際の立法例として顕著なのは、ベルギーが採用しているACE（Allowance for Corporate Equity）である。ACEを入れている国は、ベルギーの他にオーストリア、ブラジル、クロアチア、イタリアを数える。

配当を損金に算入すると配当の額を調節して法人税額をコントロールすることができるようになるから税引き後の利益から行うなどという説明もあるが、この点が問題になるのは利子でも同じことである。そうであるからこそ過少資本税制や過大支払利子税制の導入がなされているのである。利子と配当について異なる取扱いをして、その理由を「資本等取引だからである」というのは全く説明になっていないと言わなければならない。

ACEの場合は、自己資本に基づく正当な対価には経費性を認めるという説明となる。即ち、法人の所得のうち自己資本の対価となる部分を2つに分けて、正常な対価と認められる利益とそれを超える超過利潤とを分離する。そして正常収益だけを経費として、法人所得の計算において控除を認め、超過利潤については課税するのである。何が正常収益であるかは、自己資本を一定の方式で算出した上で、これに国債の利回りを乗じて定めるのが一般である。

さらに付け加えるとすれば、債権と株式の区分が非常に曖昧になっていることも考慮する必要がある。これは、バーゼル自己資本規制に端を発したもので、いろいろな金融商品を発案して、債権を極力自己資本にカウントしようという発想から進捗した。コンソリ債を考えてその利子が発行企業体利益の水準にリンクしてい

ば株式との差はない。株式であっても取得請求権付株式であって固定優先配当を受けられる種類株であれば債権との差はない。伝統的な債権と株式、利子と配当の境界はブラーになっていることも考慮しなければならない。

### 法人税率引下げ論の持つ経済学的意味合い

以上、迂遠ではあるが、法人所得税制度の経済学的分析を含めつつ議論を展開した。これが本来の課題である法人税率引下げ論にどのような意味合いを持つであろうか。経済学的には、法人がその課税期間に得た収入からそのまま支払われる配当についての法人税率は、個人所得税の前取りである。いわば源泉徴収税である。ピケティの『21世紀の資本』にも法人所得税は「源泉徴収」であるという言葉が自然に出て来るが、経済学的に標準的な考え方である。そうすると、法人所得税率としては、源泉徴収をするのにふさわしい水準を選択すればよい。例えばという程度に過ぎない議論ではあるが、旧ドイツ法人税法のような純粹インピュテーション方式を仮に採用したとすれば、配当部分についての税率は、源泉徴収の実際の執行に障害を与えることのないほどには高い税率でなければならないことが要請されるであろう。また、法人に留保される利益に対する税率は、当該留保された利益が将来のどこかの時点で配当される原資となる場合を想定しなければならない。この将来時点では、受取配当に対して個人段階で所得課税が行われ、その際に（利子率を考慮した上で）留保利益に対する税額分が、配当を受け取る個人に税額控除が行われるということを踏まえて設定すればよい。ただし内部利益の留保を再投資にまわす場合の状況を考慮する必要がある。

この問題は、このように考えれば、経済学的には整合的に処理することが可能となるのであるけれども、致命的な欠陥としては、グローバル・エコノミーにおいて展開される国際的租税回避の問題を勘案していない点は考慮しなければならない。この問題に入る前に、法人税率を何で見るかという問題を見よう。

### 法人税率を何で見るか—租税特別措置と租税特別措置透明化法

法人税率の高低を論じるとき、法人税率の表面税率のみを議論することが無意味であることはいうまでもない。そこで実効税率の概念が持ち込まれる。平成27年度の税制改正大綱の資料を見ると、法人の実効税率は、改正前においては、34.62%、27年度において32.11%、28年度において31.33%と漸減することになっている。しかしながら、実効税率を一般的・平均的に観察して議論することも実はアバウトに過ぎる。即ち、租税特別措置によってさまざまな恩典が与えられている特定の産業・企業ごとに実情を見て行くのでなければ、法人税率の適正水準を判断することはできない。

平成22年に成立した租税特別措置透明化法は、不明朗な租税特別措置の実態を

把握しようとする法律である。その仕組みは次のようなものである。①減収効果のある法人税関係特別措置の適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付することが義務付けられており、②財務大臣は適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を調査する。③その上で財務大臣は、毎会計年度に租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成して、内閣はこれを国会に提出する。こういう仕組みである。米国のタックス・エクスペンディチャー・バジェットが議会の予算法案審議に際して提出されるのと類似する。

タックス・エクスペンディチャーとは、ハーバード大学のスタンレイ・サリー教授の創出した概念であって、租税歳出とか租税支出と訳される。個々の税目にはそれぞれ本来あるべき姿としての基幹的構造がある。これに対してある政策目標を達成するための特別措置を設ける場合がある。この特別措置は、結果として補助金を与えているのと同じであるから、「租税歳出」という。補助金に比較するとピン・ポイントではないから、ついでに受益してしまうフリー・ライダーが出て来るので好ましいことではない。こういう考え方である。租税特別措置透明化法は、日本の場合における受益者の実態を明らかにしようとする試みである。

ただし、租税特別措置透明化法には、若干の問題がある。そもそも当初は個別企業ごとに計数を公表する案であったにも拘わらず、猛然たる反対によって個別企業ごとの計数でなく、集計ベースのデータしか公表されないこととなったことがその一つである。また、財務省の発表する計数が分かりにくいものであるために研究者が解析をしてその内容を解明しないと計数の持つ意味を理解できないという欠陥もある。法制度を発足させることには成功したが、それを実効性のあるものに変えていく努力はこれからの課題であるということである。法人税の負担の状況が実際にどのようなものであるのかは、このような租税特別措置の実態を解明しないと、把握することができず、そうであるとするとな法人税率の引下げの議論も根拠となる数値的データを欠いた抽象論の域を出ないということになるから、他国で法人税率が引き下げられているという理由だけで、直ちに「日本の法人税率も引下げだ」という前に、調べなければならないことは多々ある。著名な大企業であるのにほとんど納税をしていないなどということはいくらでもある。利益が上がっているのに法人税を納税していないケースが多々あることは、富岡幸男『税金を払わない巨大企業』（文春新書、2014年）に記述がある。

## 国際的租税回避

先にアップル、グーグル、アマゾン、マイクロソフト、スターバックスなどのMNEに租税回避スキームがあるということを述べた。英米の議会で調査が行われ、証人喚問が行われている実情は、これらMNEが多国籍企業というよりは無国籍企業と化して、世界中のどこにおいてもその利益にふさわしい税を納付していないと

いう問題があり、かつ深刻化しているということである。このことは、MNEという法人レベルだけではなく、これらMNEの稼得した利得の分配を受ける高額所得者も同じように、個人所得税を回避しているのであるという問題もある。そうすると、MNEにおいて稼得した巨額の利益は、その発生の当初から個人の懐に収まるまでのすべての段階において、課税の対象となることがないというケースがあることになる。その負担は、国際的租税回避のさまざまなスキームを利用することはできない中低所得者層が肩代わりすることとなる。これは不正義であるというべきであろう。

国際的租税回避のスキームとして名高い2つの例を図でみよう。第1のものが「ダブル・アイリッシュ・ウィズ・ア・ダッチ・サンドイッチ」であり、第2のものが「スイス・トレーディング・カンパニー」である（その説明の詳細については、志賀櫻『タックス・イーター』（岩波新書）をご参照）。

## 対処方法

これらの国際的租税回避に対するひとつの解決の試みが、既述のBEP Sプロジェクトである。

しかしながら、BEP Sの15のアクション・プログラムは既存の問題点の棚卸しに過ぎず、その一つ一つの解決が仮に成功したとしても国際租税制度全体の制度疲労のオーバーホールにはならないという見方が可能である。MNEによる「ダブル・アイリッシュ・ウィズ・ア・ダッチ・サンドイッチ」のような考え抜かれたスキームに、15のアクション・プランがよってたかって解決することができるかどうかには疑問が残る。また、BEP Sと並行して進捗しているグローバル・フォーラムの自動的情報交換システムにも、タックス・ヘイブンの当局にはデータがそもそもないという致命的とも思われる欠陥がある。

国際的租税回避スキームの絶対不可欠なコンポーネントは、タックス・ヘイブンの存在である。仮にタックス・ヘイブンがなければこれらのスキームが成り立つことはない。そうすると如何にタックス・ヘイブンの不正使用を防遏するかの問題は避けて通れないものとなる。極端な解決はタックス・ヘイブン経由の取引を認めないとかペナルティを課すということである。ブリュノ・ジュタン『トービン税入門』（社会評論社、2002年）には、タックス・ヘイブンをグローバル・エコノミーから切り離す方法があり得ることを示している。

最大の問題点はタックス・ヘイブン退治の旗を振る二大巨頭の米英両国は、同時に世界に冠たるタックス・ヘイブンでもあることである。ニコラス・シャクソン『タックス・ヘイブンの闇』（朝日新聞出版、2011年）には面白いジョークが記載されている。これによると、「世界で最も重要なタックス・ヘイブンは島であると言っても誰も驚かない。だが、その島の名はマンハッタンだと言ったら、人々はびっく



りする。さらに言うと、世界で二番目に重要なタックス・ヘイブンは島にある。それはイギリスのシティ・オブ・ロンドンだ」(訳文の誤謬を訂正してある。)という。椰子の茂るカリブの島というイメージとの巨大なギャップを突いている名言である。取り締まろうとする側と取り締まられる側が同じであるのであるから、泥棒が縄を縛う(なう)の類であって、どこにループ・ホールがあるかについて予断を許さない。特に英国は、英国病という経済的疲弊から立ち直るについてはビッグ・バンによるシティの活性化によるものが大きく、それにつれて英国の国際政治における発言権も増大している。このような状況下で英国がシティの利益を害する行動に出ることは期待し難い。9・11を経てタックス・ヘイブン経由のテロ資金の流れを遮断することの重要性を理解している米国も、財務省関係の要人は、財務長官を含めて、いわゆるリボルビング・ドア方式でウォール・ストリートから入って来る。

ヒト、モノ、カネ、財・サービス、技術、情報が国境を越えて瞬時に移動するグローバル・エコノミーの中で、主権国家の執行管轄権が国境という障害に阻まれていることが問題の本質である。その解決にはいくつもの案があるが、基本は国際協調であり、その王道は多国間条約による相互の主権の互譲である。OECD/G20の推進するBEPS、EUの一部諸国がとりかかりつつあるFTT(金融取引税)、グローバル・フォーラムの進める自動的情報交換(AEOI)、FSB(金融安定理事會)の進める国際金融システムのリフォームなども重要である。それでも、最終的な決め手は、タックス・ヘイブン退治であろう。

国際的租税回避の最大の対象は法人税である。国際的協調のみが国際的租税回避の防遏を可能にする。それが分かっているのに、国際的協調どころかrace to the bottomにまっしぐら、というのでは、巨額の国際的租税回避によって空いた大きな穴を埋めさせられる中低所得者層には救いがない。

## 成長と税収

「経済成長を促進すれば、税収も上がる。だから、減税によって経済成長を促進すべきである」、という議論がある。

レーガノミクス華やかなりしころ、ラッファーという経済学の教授がいて、「税率を下げることによってむしろ税収が上がる」という説を唱えたことがあった。この説はその当時でさえ笑いものであったし、今でも「お前の言っていることはラッファーの言っていることと同じではないか」と言えば、言われた方は顔を真っ赤にして怒る。

経済成長を促進すれば、税収も上がる。だから、減税によって経済成長を促進すべきである、という上げ潮理論はいい加減にピリオドを打つ時期が来ている。さらに言えば現状以上の経済成長そのものに対する疑義が呈されていることについては、水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』(集英社新書)がある。また、ローレンス・

サマーズの長期停滞論 (secular stagnation) も知られている。

## 小 括

冒頭において、「論点は、①法人税率の引下げの可否、②その幅、及び③財源である。」と述べた。これら①～③を考えるにあたって、考慮すべき問題は、これまで述べて来たように多々ある。民間税調が処理すべき課題のひとつである。

## 今後の課題

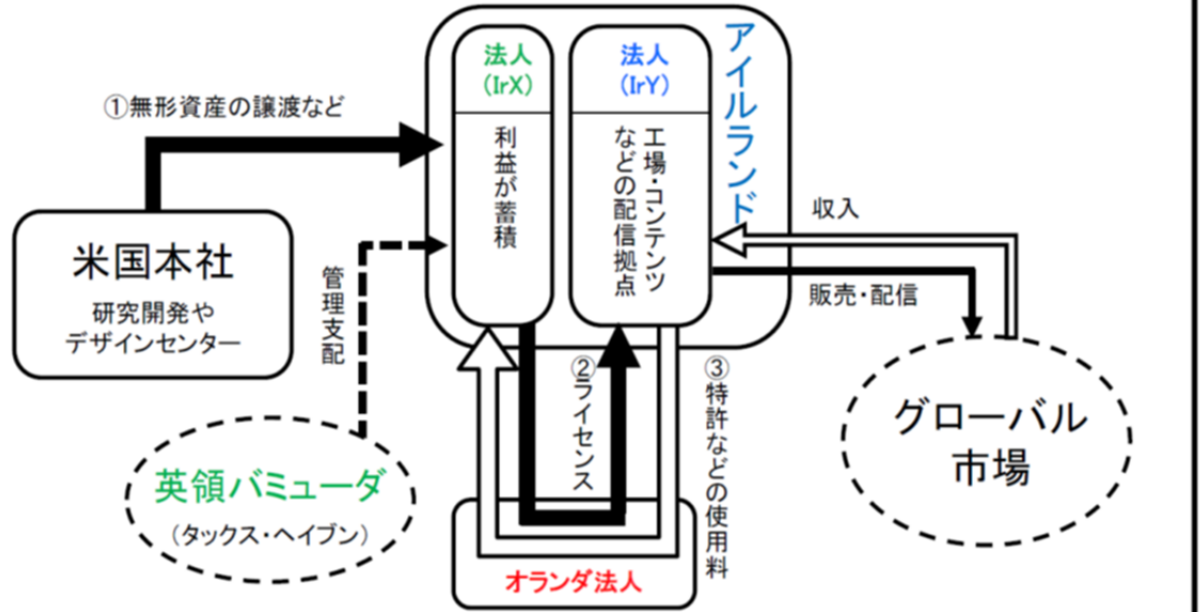
論点①～③についてのパネリストの議論であるが、特に、①について、水野和夫教授から法人税減税無効論のプレゼンテーションがあった。このプレゼンテーションに対するフロアでの議論を踏まえた三木座長は、当面のシンポジウムの暫定的な結論としては、①の法人税引下げ論に否定的であるという総括をした。そうすると②と③はもはや問題にならない。

ほかに、有識者からのコメントとして、地方に関する論点が欠けているとの指摘があった。また、フロアからは従業者数から測定した集積密度に対応して、法人税率に幅を持たせるべきとの提言があり、強力な反対論との応酬があった。

第4回以降の民間税調シンポジウムは、6月14日に所得税、7月5日に資産税、7月26日に社会保障をテーマとして、それぞれ午後1時から、青山学院大学のキャンパスで行われる方向である。政策学院大学キャンパスではないので、ご注意ありたい。民間税調のHPの告知をご覧頂きたい。

(以上)

米国のIT系企業(例:Google)によるDIDSの利用例  
 (管理支配地主義を採る軽課税国であるアイルランドと  
 使用料への源泉税のないオランダをうまく利用)



※2012年7月23日付け日本経済新聞朝刊掲載の図を基に作成

